

## 佐賀県少年自然の家指定管理者業務仕様書の新旧対照表

修正前	修正後（令和6年9月6日）
<p>8. 施設の運営に関する業務</p> <p>(1) 利用団体支援事業</p> <p>カ. 業務担当者の確保</p> <p>(イ) 無線従事者の確保（北山少年自然の家及び波戸岬少年自然の家） 施設外での活動に無線を使用するため、<u>第二級陸上特殊無線技士の免許</u>を有する者が必要になります。</p>	<p>8. 施設の運営に関する業務</p> <p>(1) 利用団体支援事業</p> <p>カ. 業務担当者の確保</p> <p>(イ) 無線従事者の確保（北山少年自然の家及び波戸岬少年自然の家） 施設外での活動に無線を使用するため、<u>第三級陸上特殊無線技士以上の免許</u>を有する者が必要になります。</p>
<p>7. 施設の利用に関する業務</p> <p>(2) 利用料金等の徴収、減免、還付</p> <p>・食事代</p> <p><u>食事代については、管理運営委託料の対象外であり、委託料の充当は行いません。</u>金額は指定管理者により設定し、県に報告してください。 指定期間中でも随時見直しが可能です。</p>	<p>7. 施設の利用に関する業務</p> <p>(2) 利用料金等の徴収、減免、還付</p> <p>・食事代</p> <p>金額は指定管理者により設定し、県に報告してください。指定期間中でも随時見直しが可能です。</p>